

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○行政書士法による行政処分……………(総務局行政部振興企画課)……………

○宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞……………(都市整備局住宅政策推進部不動産課)……………

○知事指定薬物の指定の失効……………(福祉保健局健康安全部業務課)……………

○下水を排除及び処理すべき区域等(二件)……………

○開発行為に関する工事完了……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……………

○都市計画事業の施行……………(建設局道路管理部安全施設課)……………

○東京都市告示第千五百九十四号……………

○行政書士法(昭和二十六年法律第四号。以下「法」という。)第十四条の規定による行政処分について、法第十四条の五の規定により次のとおり告示する。

告示

○東京都市告示第千五百九十四号……………

行政書士法(昭和二十六年法律第四号。以下「法」という。)第十四条の規定による行政処分について、法第十四条の五の規定により次のとおり告示する。

一 被処分者……………

平成三十年十一月二十二日

東京都知事 小池 百合子

一 被処分者

(一) 氏名

小山 貴久

(二) 事務所の名称

小山行政書士事務所

(三) 事務所の所在地

渋谷区渋谷三丁目二十五番十号 小池ビル六〇四号

(四) 所属

東京都行政書士会

(五) 登録番号

第〇八〇八一九二六号

二 処分年月日 平成三十年十一月九日

三 処分の内容 戒告

四 適用条文 法第六条の四

●東京都市告示第千五百九十五号

一 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

平成三十年十一月二十二日

東京都知事 小池 百合子

一 日時 平成三十年十一月三十日 午前十時三十分

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室

三 被聴聞者

(一) 商号 東京土地建物株式会社

(二) 代表者氏名 代表取締役 河本 陽介

(三) 主たる事務所の所在地 中央区日本橋本町四丁目十四番二号

(四) 免許証番号 東京都知事(1)第一〇二〇二七号

(五) 免許年月日 平成三十年五月十八日

●東京都市告示第千五百九十六号

東京都薬物の濫用防止に関する条例(平成十七年東京都条例第六十七号)第十三条第一項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失うので、同条第二項の規定により告示する。

平成三十年十一月二十二日

東京都知事 小池 百合子

一 失効する知事指定薬物の名称

(一) 化学名 N-エチル-1-(3-フルオロフェニル)プロパン-2-アミン及びその塩類(通称名 3-Fluoramphetamine)

(二) 化学名 N-エチル-1-(4-フルオロフェニル)プロパン-2-アミン及びその塩類(通称名 4-Fluoramphetamine)

(三) 化学名 N-フェニル-N-[1-(2-フェニルエチル)ピペリジン-4-イル]シクロプロパンカルボキサミド及びその塩類(通称名 Cyclopropyl fentanyl)

二 失効の理由

当該知事指定薬物は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令(平成三十年厚生労働省令第百三十二号)の施行により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第十五項に規定する厚生労働大臣の指定薬物に指定されるため

三 失効年月日
平成三十年十一月二十四日

四 罰則の適用
この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

告 示 (下水)

●東京都下水道局告示第十六号

下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第九条第一項及び第二項に定めるところにより、下水を排除及び処理すべき区域等を次のとおり告示する。

なお、図面は、東部第一下水道事務所内において一般の縦覧に供する。

平成三十年十一月二十二日

東京都下水道局長 小 山 哲 司

- 一 供用及び処理開 始年月日
平成三十年十一月三十日
- 二 下水を排除及び処理すべき区域
別表のとおり
- 三 排水施設の位置
別表に掲げる区域の地先

- 四 分流式又は合流式の別
合流式
- 五 終末処理場の位置及び名称
江東区新砂三丁目九番一号
砂町水再生センター

区名	町名	街区符号又は地番
江東区	豊洲二丁目	二番及び三番
同区	豊洲五丁目	一番
同区	豊洲六丁目	一番

●東京都下水道局告示第十七号

下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第九条第一項及び第二項に定めるところにより、下水を排除及び処理すべき区域等を次のとおり告示する。

なお、図面は、東部第一下水道事務所内において一般の縦覧に供する。

平成三十年十一月二十二日

東京都下水道局長 小 山 哲 司

- 一 供用及び処理開 始年月日
平成三十年十一月三十日
- 二 下水を排除及び処理すべき区域
別表のとおり
- 三 排水施設の位置
別表に掲げる区域の地先
- 四 分流式又は合流式の別
分流式
- 五 終末処理場の位置及び名称
江東区新砂三丁目九番一号
砂町水再生センター

区名	町名	街区符号又は地番
江東区	豊洲五丁目	一番
同区	豊洲六丁目	一番及び二番

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成三十年十一月二十二日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称
住所及び氏名

青梅市友田町一丁目千九番二
西東京市東伏見三丁目六番十九号
代表取締役 小寺 一裕

武蔵村山市中央一丁目五十八
西東京市東伏見三丁目六番十九号
代表取締役 小寺 一裕

国立市富士見台四丁目五十一
中央区銀座六丁目十七番一
号
三井不動産レジデンシャル
株式会社
代表取締役 藤林 清隆

都市計画道路事業の施行について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十六条の規

定により、次のとおり公告する。

平成三十年十一月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画事業の
種類及び名称 別表のとおり

二 施行者の名称 東京都

三 事務所の所在地 新宿区西新宿二丁目八番一号

四 事業地の所在 別表のとおり

別表

都市計画事業の
種類及び名称 事業地の所在 事業認可
の告示 所管事
務所

調布都市計画道 狛江市中和泉一丁 平成三十
年十一月 北多摩

路事業三・四・ 目、中和泉二丁目、 南部建
設事務

十七号狛江仙川 和泉本町一丁目及 八日関東
所

線 び和泉本町三丁目 地方整備
局告示第

地内 二百五十
二号

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号(代)

郵便番号
 113-0001